

今こそ本人主体の支援とは何かを問い直そう！

障害者地域生活支援センター風の輪
所長 加藤 啓一郎

支援費制度に移行したときになされたいいくつかの改革の中で、契約制度の導入は画期的なものであった。「利用者と支援者が対等な立場で、契約に基づいて支援を行う。」このことによって利用者中心の支援が実現されるということであった。しかし、この制度が施行された当初から、本当にこんなことで本人中心の支援が実現されるのか、という疑問がかなり多くの関係者から出されていた。即ち、厚労省の言う「対等な立場」は全く表面的なものであり、知的障害の人の意志を契約に反映させるための方策について真剣な議論がなされていない、もしくはその必要性さえ意識されていない、というものであった。軽度の人でも難しいのに、重度の、言葉で意志を伝えることができない人たちの思いをどのように推測して、契約内容や、個別支援計画に反映させるのか、この問題に本気で取り組まない限り、本人中心の支援、エンパワーメントなどありえない。

あれから約5年、結果は散々たるもので、官僚に本人の未来を託すことが非常に難しいことを家族や我々支援者は痛切に感じてきた。施設は施設で事業費が実質的に切り下げられ、人集めもままならず、支援の内容を問う声よりも、事業経営の話ばかりが聞かれるようになった。この5年間で明らかになったことは、日本の障害施策が本人中心の支援体制の確立よりも、自己負担の強化や予算の削減を主な関心事にしていたということであり、これらの施策内容を見直し、もう一度本人中心の支援とは何かを問い直し、これを具体化していくことが求められているということである。

本人を中心に据えるということは、行動障害を示す人も含めて、本人を主体として受け止めるという前提に立つことであるが、具体的にどうすればよいのかという議論がほとんどなされていないのが現状である。しかし、だからこそ、本気で取り組む必要がある。

もともと支援費制度以前における利用者との関係は、支援者が上の立場で、利用者を指導するというものであった。両者の関係は力関係に基づいており、それゆえに、障害者差別や虐待の温床となっていた。支援費制度に移行して、「対等な関係に基づく支援」という流れの中で、あからさまな力の行使は少なくなったが、特に自立支援法施行以降、訓練か介護かという対象規定がなされて、本人を生活主体として受け止めるという視点がかかなり後退した。訓練の対象、介護の対象として、周囲から規定される以前に、障害者本人は主体としてかけがえのない人生を生きており、本人が自らの意志で、充実した生活を送ることを助ける行為が、結果として(本

人の同意を得た)訓練や介護になることはあっても、始めから対象として、物として規定されることは、主体性の侵害であり、従って基本的人権の侵害である。日本はまだ批准していないが、一昨年国連で採択された障害者権利条約にも、「この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」とあり、自立支援法の枠組みそのものが問題を持っていると言えよう。

知的障害の人たちを主体として受け止めることを難しくしている要因の一つとして、本人のハンディが判断力等の知的な側面だけにとどまらず、コミュニケーションや関係形成の問題にも及んでいることが挙げられる。しかし、このことは本人自身の問題というよりは、社会的に解決されるべきハンディキャップの問題である。

本人主体の支援を実現していくためには、これらの問題に対する支援を、一方的な指導によるのではなく、本人との共同作業を通して行っていかなければならない。なぜなら、これまでの何年、何十年という経験の中で、彼らは傷つき、自信を失い、人への不信感を募らせてきた。こだわりや自傷、攻撃行動など本人が示す様々な問題行動は、単なる迷惑な行動ではなく、本人自身が苦しい状況にある事の表れであり、訴えなのである。

本人が自信を持ち、それがエンパワーメントにつながっていくためには、支援者が本人の立場に立って本人の気持ちを推測し、尊重し、信頼関係を作りながら、本人の思いと支援者の思いをつき合わせ、共同の課題として実現していくことが必要である。つまり、今までの指導のパラダイムとは異なる専門性と支援者側の主体性、即ち相互主体的な関係の形成が必要なのである。

本人を主体として受け止めようと思っても、理解しにくく受け入れにくかったり、感情的になったり、支援者の中にも様々な葛藤や戸惑いが生じる。支援者はそれらを乗り越えて、本人の行動の意味を了解し、本人との関係から大切なものをつかんでいくことを通して、初めて利用者本人を主体として受け止めていけるようになる。

このように、我々の支援は非常に専門的な知識と技術を必要としている。にもかかわらず、現状の自立支援法では、何の資格がなくても生活介護施設の支援員として登録が可能である。厚労省は障害者の自己実現やエンパワーメントを支援する専門性など何も考えていない。ただ介護の手があればいいということなのだろうか。

サポート研はこれまで各職場で日々の活動を通して、地域生活の様々な問題に取り組んできた。今こそ、本人主体の支援とは何なのか、支援の専門性とは何なのか、実践を通して明確にし、その重要性をアピールしていかなければならない。